

日南町告示 第18号

令和7年12月24日付け日南町告示第45号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに日南町に意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

日南町長 中村 英明

1 縦覧期間

自 令和 8 年 3 月 16 日

至 令和 8 年 3 月 30 日

2 縦覧場所

日南町役場 農林課 日南町霞800番地

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 8 年 3 月 30 日
- (3) 意見書（様式自由）により日南町農林課に直接持参、郵送等にて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。
なお、受付時間は、執務時間内とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。